

平成30年2月15日午後3時判決言渡

広島高等裁判所岡山支部第2部（裁判長裁判官・松本清隆<sup>まつもときよたか</sup>）

平成29年（行ケ）第1号選挙無効請求事件（原告・XXXXXXXXXX外4名，被告・岡山県選挙管理委員会）

### 判決要旨

1 憲法は、投票価値の平等を要求しているものの、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の仕組みの決定について、国会に広範な裁量が認められている。

したがって、原告らが、他に選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差を1倍に近づける方法があることをもって投票価値の平等に反することを主張するのであれば、これを採用することはできない。また、結果的に最大較差が2倍未満に収まったことをもって投票価値の平等に反しないことをいう被告の主張も採用することができない。

2 最高裁平成23年3月23日大法廷判決は、平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙に関し、1人別枠方式（各都道府県の定数を各都道府県にあらかじめ1を配当すること）に関する選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとして、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止する必要がある旨を指摘した。

これを受けて、1人別枠方式の規定が削除されると共に、0増5減（各都道府県の定数を増やすことなく、人口が90万人以下の都道府県のうち、既に定数が2の県以外の5県の定数を2とするよう、それぞれ1減ずること）の措置等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた。

しかし、最高裁平成27年11月25日大法廷判決は、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙に関し、0増5減の措置を経た選挙区割りも、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえないとして、より適切な民意

の反映が可能となるよう、選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある旨を指摘した。

これを受けて、0増6減（各都道府県の定数を増やすことなく、平成27年10月に実施された簡易国勢調査の結果に基づきアダムズ方式に従い都道府県の定数を計算した場合に削減対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ないところから順に6県の定数を、それぞれ1減ずること）の措置等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた。

- 3 本件選挙（平成29年10月22日）は、0増6減の措置を経た選挙区割りの下で施行されたものである。

本件選挙当日における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない鳥取県第1区と、選挙人数が最も多い東京都第13区との間で、1対1.979であった。

このような投票価値の較差が生じた主な要因は、0増5減及び0増6減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について、1人別枠方式の基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、1人別枠方式の規定が削除された後の基準に基づいた定数の再配分が行われていないこと、すなわち、東京都等を増員させていないこと、そのために長崎県等を減員させていないことにあるというべきである。

したがって、1人別枠方式の構造的な問題が既に解決されているという被告の主張は採用することができない。

- 4 しかしながら、0増5減及び0増6減の措置という2度に亘る改正がなされ、選挙区間の較差が2倍以上となる選挙区が0となったことは、累次の大法廷判決の趣旨に沿って、較差の是正が図られつつあるものとみることができる。また、その改定の手法についても、0増6減の措置については、アダムズ方式により定数の削減対象となる都道府県のうち議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県を対象としたもので、6県の定数を減じるという限りでは、一応の合理性がある

というべきである。加えて、平成32年10月に実施される大規模国勢調査の後は、大規模国勢調査の度に、アダムズ方式による都道府県別定数の配分を行うこと等を義務付けるに至り、併せて、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方について不断の見直しを求めており、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。

他方、選挙区毎の人口の均衡を図るためには、分割市区町村が生じることは避けられないところであり、これに対しては、自治体の一体性を損なうなどの批判が生じることが、容易に想像できるところでもある。

そうすると、0増6減の措置を定めたことは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な選挙制度の実現に向けた漸次的な見直しとして、国会の裁量権の範囲内にあるというべきであって、本件選挙における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったものということとはできず、憲法に違反するということとはできない。

以 上